

「棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）」についての意見

平成 18 年 5 月
(社) 日本鉄鋼連盟

我が国会計基準の整備・改善に向けた、貴委員会関係各位のご尽力については、鉄鋼業界として高く評価するものである。先般、公開草案として公表された「棚卸資産の評価原則に関する会計基準（案）」（以下、「本会計基準」）についても、金融商品会計基準や固定資産の減損会計基準との整合性、ならびに会計基準の国際的調和、といった目的より、貴委員会において精力的に検討されてきたものであり、一定の理解を示すものである。

一方、鉄鋼企業を含む製造企業にとって、「棚卸資産」は事業目的を達成する上で根幹を成すものであり、棚卸資産の評価原則が本会計基準の提案にみられるように根本的に変更されることについて、企業実務に与えるマイナスの影響が極めて大きくなることが懸念されている。本会計基準の適用に際し、各企業における実務上の追加負担が過度なものとならないよう、以下の通り、実務に配慮した形での検討並びに関連制度対応を御願ひするものである。

(1) 決算実務への配慮について

本会計基準について、企業の決算実務を十分に配慮した形での更なる検討が望まれる。実務上の配慮について、企業会計基準委員会での検討に資するべく、鉄鋼企業から寄せられた要望を以下に例示するので、本会計基準あるいは本会計基準の適用指針においてご配慮いただきたい。

- ・ 低価法を棚卸資産全件について画一的に強制適用するのではなく、例えば標準回転期間が比較的長期な対象に限定することも容認するなどのフレキシブルな運用も可能となるようご検討いただきたい。
- ・ 収益性の低価の有無に係る判断については、まず何らかの簡便的なテストによって実際の算定への移行可否を判定することが出来ることを容認するなどの、決算実務への配慮を御願ひしたい。
- ・ 資産グルーピングの許容については、「明らかに投資の成果を適切に示すことができる」と判断されるときには」と、非常に硬直的な取扱いとなっているが、実務対応にも配慮した上で、より弾力的な運用が可能な方向で検討頂きたい。
- ・ 標準原価計算制度を採用している場合に生じる原価差額のうち、繰越調整計

算により在庫認識される金額については、実務負担も勘案した処理を検討いただきたい。

(2) 税法上の取扱いとの乖離について

公開草案は、「時価」の考え方に「正味売却価格」を採用しており、原則として「再調達原価」しか認めていない現行法人税の規定と異なっているため、本会計基準と法人税法との間で乖離解消に向けた措置が取られなかった場合には、棚卸資産の評価において会社計算と法人税との二重計算が必要となる。棚卸資産は、通常は売却という行為を通じて短期間のうちに回転する資産であり、回転・流動が大変激しいものである。特に鉄鋼企業の場合には、製造工程が複雑でかつ製品・半製品の種類も多岐に渡ることから、棚卸資産の評価を行なう単位が多数存在している。回転・流動が激しい膨大な棚卸資産に対し、会社計算と法人税との二重計算を行なうことにおいて、各企業で実務負荷が著しく増大することも予想される。

本会計基準を制定するに当たっては、当該制度導入までに、低価法に関する法人税法との乖離が可能な限り解消され、会社計算と法人税との二重計算を回避するような手当てが図られるよう、関係省庁に対し働き掛けを御願いたい。

(3) 適用時期について

鉄鋼企業では、前述の通り棚卸資産の評価を行なう単位が多数存在している。また多数の子会社・関連会社をグループ内に有し、会計システムや管理体制が有機的に連携・構築されているケースも多い。このような状況下で、本会計基準に適切に対応するためには、各鉄鋼企業において、基本方針の策定、システム開発、実務の仕組みの構築、子会社・関連会社への指導等々、多大な工数が必要となることが必至である。公開草案では「平成19年4月1日以降開始する事業年度から適用する」とされているが、同期限での強制適用については企業サイドにおける実務的な対応は極めて困難であり、(強制)適用時期については極力後ろ倒し(早くとも平成20年度以降)にしていただきたい。

以上